

リース資産の使用状況等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-------------	-----	-----

別表六(二十三)

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細							
事業年度又は連結事業年度	1	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
総調整前連結税額基準額 〔平成21年改正前の 別表六の二(十二)「27」〕 $\times \frac{20}{100}$	2	円	円	円	円	円	円
税額基準額又は個別帰属額基準額 〔平成21年改正前の別表六(二十一)「15」又は 平成21年改正前の別表六の二(十二)「2」〕 $\times \frac{20}{100}$	3						
控 特 除 別 さ 除 れ た 除 法 額 人 額 税 額 の	取得に係るもの 〔平成21年改正前の別表六(二十一)「17」又は 平成21年改正前の別表六の二(十二)「8」〕	4					
	リースに係るもの 〔平成21年改正前の別表六(二十一)「23」又は 平成21年改正前の別表六の二(十二)「15」〕	5					
	前期繰越分に係るもの 〔平成21年改正前の別表六(二十一)「26」又は 平成21年改正前の別表六の二(十二)「21」〕	6					
	計 (4) + (5) + (6)	7					
翌た度 期繰超 に越過 繰税額 り額 越控 され限	取得に係るもの 〔平成21年改正前の別表六(二十一)「30」の合計又は 平成21年改正前の別表六の二(十二)「39」の合計〕	8					
	リースに係るもの 〔平成21年改正前の別表六(二十一)「33」の合計又は 平成21年改正前の別表六の二(十二)「42」の合計〕	9					
	計 (8) + (9)	10					
リ ー ス 資 産 の 明 細							
供 用 年 度	11	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・		
情報基盤強化設備等の名称	12						
賃 借 年 月 日	13	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	14	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
リース契約終了年月日	15	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
リース契約期間の月数	16	月	月	月	月	月	月
リース費用の総額	17	円	円	円	円	円	円
リース料(月額)	18						
当期において使用した期間	19	月	月	月	月	月	月
当期において支払うリース料	20	円	円	円	円	円	円
当期において事業の用に 供しなくなった年月日	21	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
使 用 の 状 況	22						
事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 事 由	23						

別表六（二十三）の記載の仕方

この明細書は、平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の11第3項《情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の15第3項《情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けたものを含みます。）で平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の11第14項《確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の15第3項の規定の適用を受けた連結法人（平成19年旧措置法第42条の11第3項の規定の適用を受けたものを含みます。）で平成19年旧措置法令第39条の45第17項《連結確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載します。

なお、「各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度（当該申告事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）又は申告連結事業年度前の連結事業年度（当該申告連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）について記載し、申告事業年度又は申告連結事業年度については記載する必要はありません。